

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の透明性、健全性及び効率性を確保するため、内部統制機能の充実、コンプライアンスの徹底、ディスクロージャーの推進などを通じて、企業活動の重要な目的である企業の発展の継続、ステークホルダーとの信頼関係、企業価値の増大が達成されるものと考えております。

○ 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

当社は監査等委員会制度を採用しており、経営管理組織では、柔軟で迅速な課題処理に対応した意思決定機関である取締役会（取締役8名（男性8名、女性0名）で構成されており、うち社外取締役は5名。）の定例及び随時の開催をはじめ、取締役会の監視機能としての監査等委員会へ3名（男性3名、女性0名）の社外取締役の登用で機能強化を図っております。

さらに、内部監査組織としては内部統制監査室があり、専任スタッフ1名（男性）のもと各セクションにおける経営管理者が一体となり、業務執行面の統制を機能化させ、併せて企業倫理確立に向けコンプライアンスの徹底を図っております。

さらに、法務関係では、複数の弁護士が所属する法律事務所と顧問契約を締結し、それぞれの専門分野に応じたアドバイスを受けており、会計監査については、なぎさ監査法人と監査契約を結び監査を受けております。

なお、社外取締役あるいは会計監査人との間には特別の利害関係はありません。

また、当社では、株主、取引先、従業員などの利害関係者に対し、経営方針・経営目標・財務状況等の会社の経営に関わる情報を適時開示し、説明責任をしっかりと果たすことが、コーポレートガバナンスの重要なテーマであるとの認識にたち、今後ともより積極的なIR活動を行ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をいずれも遵守しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社Wealth Brothers	5,000,000	17.60
谷口 和弘	1,305,000	4.59
松尾 貴志	1,305,000	4.59
プロルート共栄会	439,700	1.55
宮下 博	400,000	1.41
清水 朋一	358,200	1.26
大畑 憲一	330,000	1.16
株式会社三菱UFJ銀行	286,000	1.01
前田 佳央	252,225	0.89
広田 泰成	210,000	0.74

支配株主（親会社を除く）の有無

――

親会社の有無

なし

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 JASDAQ

決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
武藤 貴宣	他の会社の出身者											
児玉 和弘	他の会社の出身者								○			
池澤 宗樹	他の会社の出身者											
山本 良作	他の会社の出身者											
原口 恒和	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
武藤 貴宣		○	----	社外取締役の武藤貴宣氏は、ZOZOTOWN創設メンバーの一人であり、日本を代表するファッションECの創業に黎明期から参加するという稀有な経験を有しておられます。加えて、そのアパレルへの造詣の深さから、国内外のブランド企業とのコネクションはアパレル業界でも有数の存在であり、当社が注力していくEC事業及び経営全般において、同氏の経験や実績が必要であると考え、選任しております。

児玉 和弘			児玉和宏氏は、ジーエフホールディングス株式会社の代表取締役を兼職しております。同社と当社は業務提携契約を締結しており、物流業務等におけるコンサルティング取引があります。	社外取締役の児玉和宏氏は、長年にわたり物流をはじめとしたアパレル関連ビジネスに携わり、会社経営に優れた実績を上げてこれ、かつ、高い見識を有しており、客観的に当社の経営に適切な発言を行って頂けることが期待できるため、選任しております。
池澤 宗樹	○	○	----	他社における代表取締役であり、豊富な社会常識、経営知識等を有しており、客観性及び中立性をもった経営監視機能を果たすのに適任と考え、選任しております。また、当社と取引上の利害関係がなく、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから、その独立性は十分に確保されていると判断し、独立役員として指定しております。
山本 良作	○	○	----	他社における代表取締役であり、豊富な社会常識、経営知識等を有しており、客観性及び中立性をもった経営監視機能を果たすのに適任と考え、選任しております。また、当社と取引上の利害関係がなく、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから、その独立性は十分に確保されていると判断し、独立役員として指定しております。
原口 恒和	○	○	----	監査等委員である社外取締役の原口恒和氏は、財務省理財局長、金融庁総務企画局長等を歴任され、その経歴を通じて培われた専門的な知識・経験に加え、企業経営者としての経験と見識を当社の経営に活かして頂きたい、選任しております。また、当社と取引上の利害関係がなく、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから、その独立性は十分に確保されていると判断し、独立役員として指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員会が監査等委員会スタッフを要する場合、内部統制監査室を監査等委員会の職務を補助する組織とし、内部統制監査室の従業員が監査等委員会スタッフを兼務します。なお、監査等委員会スタッフは監査等委員会より受けた業務命令に関して、監査等委員以外の取締役の指揮命令を受けないものとし、人事に関する事項は監査等委員会の事前の同意を得て行うものとします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、会計監査人から監査計画、監査体制、監査実施状況等について決算期ごとに報告を受けております。また、監査等委員会は内部統制監査室および会計監査人と内部監査および会計監査について意見交換を行っており、必要に応じて実地監査への立会いも行いなど、相互の連携を高めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

4 名

その他独立役員に関する事項

当社は社外取締役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準又は方針を明確に定めておりませんが、選任にあたっては証券取引所の独立役員に関する判断基準等を参考にしております。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社では2018年6月14日開催の第67回定時株主総会の決議を以て、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。当社取締役に対し譲渡制限付株式を割り当て、当社株式を保有させることで当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、当社の取締役（社外取締役を除きます。）と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、本制度を導入したものであります。また、同様の目的を理由に、2019年11月15日開催の臨時株主総会において、ストックオプション制度を導入いたしました。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、中長期的な業績向上および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的としており、付与対象者は、取締役4名、従業員92名であります。

[取締役報酬関係]

（個別の取締役報酬の）開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

役員報酬及び監査報酬の内容
取締役役に支払った報酬 5名 39,487千円（うち社外取締役2名5,313千円）
監査役に支払った報酬 4名 7,982千円（うち社外監査役2名2,454千円）
公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬 12,500千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、各取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等、株式報酬およびストックオプション報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬及びストックオプション報酬のみを支払うこととする。

[社外取締役のサポート体制]

専任の担当者は常駐しておりませんが、情報収集等必要に応じて独立したスタッフを配置いたします。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社の取締役会は、8名の取締役（うち社外取締役5名）からなり、原則として定例取締役会を月1回、また必要に応じて臨時取締役会を開催し、会社経営上の重要事項に関する審議・議決及び業績の進捗管理を行い、迅速な意思決定と業務執行ができる体制となっております。

また、当社は監査等委員会制度を採用しております。監査等委員会は、3名の監査等委員（うち社外取締役3名）からなり、原則として毎月1回監査等委員会を開催し、監査に関する重要事項について協議を行っております。監査等委員は、会計監査人が行う監査の立会いや取締役会その他重要な会議への出席により、取締役の業務執行状況、財産管理状況を監査しております。また、監査等委員、会計監査人は、定期的な情報・意見交換を行うことで緊密な連携を保ち、監査の有効性・効率性を高めております。

さらに、内部統制監査室、及びリスク管理委員会を設け、管理本部長が代表取締役社長からの任命を受け、内部統制に関する総括責任者となり、その指示のもとで有効な内部統制の具体的整備、運用を図り、定期的な有効性評価、改善を行っております。

なお、当社は、取締役としての経営責任と執行役員としての業務執行責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応するとともに、組織運営の効率化と意思決定の迅速化と、経営の活性化を図るため、執行役員制度を導入しております。

当社は、会社法第427条第1項および当社定款の定めに基づき、社外取締役との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

当社の企業統治体制の概要は以下のとおりであります。

(1) 内部統制システム全般

当社グループの内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の管理部門及び内部統制監査室が中心となってモニタリングし、改善を進めております。

(2) コンプライアンス

当社は、当社グループの使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行ってまいります。また、当社グループは「内部通報システム規程」により、相談・通報体制を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めてまいります。

(3) リスク管理体制

当社は、リスク管理委員会を定期的に開催し、内部統制の構築・運用状況やリスクの把握・分析を行い、取締役会・監査等委員会・内部統制監査室等と連携し、各事業部門におけるリスク管理活動の指導・助言にあたっております。

また、子会社の役員の一部を当社の取締役、又は使用人の兼任とし、毎月定期的に子会社の月次業績、営業内容及び重要事項に関する報告を行い、必要に応じ当社取締役会の協議・審議の対象としてリスク管理を行っております。

(4) 取締役の職務執行

経営環境の変化に迅速に対応するため、法令及び定款に定められた事項、子会社を含む経営上の重要事項については、毎月開催される定例の取締役会に加え、必要に応じて取締役会を開催し、審議、意思決定するとともに、業務執行の状況等の監督を行っております。

(5) 監査等委員会の職務執行

監査等委員会は、取締役会その他の重要な会議に出席し意見を述べるほか、重要な決裁書類等の閲覧、取締役等から営業の報告等を含めた情報交換、会計監査人及び内部統制監査室との定期的な意見交換により、取締役の職務の執行の監査、各事業部門における内部統制の状況及びその改善状況などを把握する等の業務監査を実施しております。監査等委員会が実施した業務監査の内容は、代表取締役社長に提出するほか、必要の都度取締役会において意見を述べております。

(6) 内部監査体制

当社では、内部統制システムの整備・運用状況を検証・評価するために、業務執行ラインから独立した社長直結の組織として内部統制監査室を設置しております。内部統制監査室は、内部監査計画に基づき業務全般を対象とした内部監査を行い、監査結果を代表取締役社長及びリスク管理委員会に報告しております。また、監査等委員会及び会計監査人と常に連絡・調整し、監査の効率的な実施に努めてまいります。

(7) 反社会的勢力排除について

新規契約締結、会員規約においては、反社会的排除条項の記載を徹底しております。また、万が一何らかの問題が生じた場合は、すみやかに担当部署に報告し、警察や弁護士等の外部専門機関と緊密な連携を図り関係を遮断する体制を構築しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、法と企業倫理に従って、誠実で公正な事業活動を展開することが企業の社会的責任であると認識しており、コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取り組みを経営上の重要な課題のひとつと位置付けております。

その実現にあたって、当社の事業規模と業態を踏まえて、客観性・透明性を高め、株主の皆様をはじめとするステークホルダーへの説明責任を果たしていけるものと考え、現行の企業統治体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社の場合、決算日が20日であるため総会が集中日にあたることはありません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ (https://www.proroute.co.jp/) に、決算短信、適時開示情報等を記載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	<女性の活動の方針・取り組みについて> 当社は、女性の活躍促進に向けて、仕事と育児の両立を目的とした職場環境の整備や、育児及び介護による休暇・休業制度が取得しやすい環境づくりに積極的に取り組んでおります。 <当社の女性比率について> ・役員 (*1) の女性比率 0% (0名) ・管理職 (*2) の女性比率 12.5% (2名) ・正社員の女性比率 35.6% (21名) ・従業員の女性比率 56.0% (93名) ・育児休業利用率 100% (2015年以降利用者 男性0名、女性20名) (*1) 取締役 (*2) 役員を除く

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制及び子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

代表取締役社長は、取締役の職務の執行に関する情報の保存及び管理について、その総括責任者に管理本部長を任命し、その下で法令・社内規程に基づき、文書等の保存を行う。また、情報の管理については、「情報セキュリティマニュアル」に従ってこれを行う。

また、子会社については、「関係会社管理規程」に基づき当社への報告を行う。

(2) 当社及び子会社（以下、「当社グループ」という。）の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

代表取締役社長は、リスク管理に関する総括責任者として管理本部長を任命し、「与信管理規程」、「経理規程」、「緊急時対応マニュアル」、「リスク管理委員会規程」ならびに「危機管理規程」に基づきリスク管理を行う。

また、子会社の役員の一部を当社の取締役、監査役又は使用人の兼任とし、毎月定期的に子会社の月次業績、営業内容及び重要事項に関する報告を行い、必要に応じ当社取締役会の協議・審議の対象としてリスク管理を行う。

(3) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「職務権限規程」「取締役会規程」ならびに「稟議規程」において、各取締役の責任及び執行手続の詳細が規定されており、各取締役はこれらの規程に基づき職務を執行する。

当社は定例の取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。当社の取締役会では、子会社も含め重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。

業務運営に関しては、当社グループの中期経営計画及び各年度予算を策定し、全社的な目標を明確にすることと進捗状況を定期的に確認することで取締役の職務執行の効率性を確保する。

(4) 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

代表取締役社長は、当社グループの取締役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるためのコンプライアンス体制の総括責任者として管理本部長を任命する。

管理本部長は「内部監査規程」に則り、定期的内部監査を通じて会社の業務実施状況の実態を把握し、すべての業務が法令、定款及び社内諸規程に準拠して適正・妥当かつ合理的に行われているか、また当社グループの制度・組織・諸規程が適正・妥当であるかを公正不偏に調査・検証することにより、会社財産の保全ならびに経営効率の向上に努めるとともに、監査結果を代表取締役社長に報告する。

また、当社グループではコンプライアンスに関する相談や不正行為等の通報のために複数の窓口を設置するとともに、通報内容の守秘と通報者に不利益な扱いを行わないことを徹底させる。

(5) 当社グループの企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の経営については、「関係会社管理規程」に基づき、その自主性を尊重しつつ、業績管理体制の強化ならびにグループ内取引の公正性の保持に努める。また、当社の役員又は従業員が子会社の役員を兼任することにより、グループ各社の業績及び重要事項の管理ならびに公正な業務遂行のための体制を整備する。

(6) 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

現在、監査等委員の職務を補助すべき使用人はいない。但し、必要に応じ監査等委員の要請によりスタッフを配置することとする。取締役会は、監査等委員がその職務を補助すべき使用人の設置を求めた場合には、取締役の指揮命令権から独立し、監査等委員の指揮命令権に服する補助使用人を設置し、監査等委員が「監査等委員会規則」及び「監査等委員会監査等基準」により定める監査の方針に従い、その任務を遂行できる環境を確保するよう努める。

(7) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制及び監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、当社グループにおける重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な違反事実について「監査等委員会規則」に従い、監査等委員に報告するものとする。

監査等委員会は、取締役会その他重要な会議に出席し取締役の職務執行状況を把握・監視するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、当社の取締役及び使用人、又は、子会社の取締役、監査役及び使用人若しくはこれらの者から報告を受けた者に説明を求めることとする。

また、「監査等委員会規則」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、会計監査人及び内部統制監査室と緊密な連携を保ちながら監査の達成を図る。

(8) 監査等委員に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの取締役及び使用人、又は、これらの者から報告を受けた者が、当社の監査等委員への報告をしたことを理由として、不利な取り扱いを受けないよう徹底する。「内部通報システム規程」に基づき内部通報窓口へ寄せられた通報又は相談で、その内容が法令・定款違反等のおそれがある場合、内部通報窓口は監査等委員へ報告する。この場合、内部通報者が不当な取り扱いを受けないよう規定するとともに運用の徹底を図る。

(9) 監査等委員の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が、その職務の執行に伴い生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当社グループは、当該監査等委員の職務の執行に必要なものと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求・妨害行為に対しては、警察や顧問弁護士等外部専門機関と連携し、毅然とした態度で組織的に対応してまいります。

また、新規契約締結、会員規約においては、反社会的排除条項の記載を徹底しており、万が一何らかの問題が生じた場合は、すみやかに担当部署に報告し、上記外部専門機関と緊密な連携を図り関係を遮断する体制を構築しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

[適時開示体制の概要]

株式会社プロルート丸光は、投資者への適時適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行えるよう社内体制の充実に努めるなど、投資者への会社情報の適時適切な提供について真摯な姿勢で臨むこととしております。

1. 適時開示手続

会社情報の適時開示については、開示対象情報が代表取締役または各業務担当取締役へ報告され、そこから取締役会へ報告された後、取締役会で決議あるいは承認または検討された情報として、会計監査人、法務顧問などの監査、検証、助言などの確認作業を経て、情報開示担当取締役へ連絡され、情報開示担当者への指示により、東京証券取引所（ジャスダック）において開示されます。

2. 適時開示に係るIRの状況

適時開示を行った情報は、当社ホームページにおいて遅滞なく公開しております。